識者座談会

強行、民主主義の危機
抑止力、確かなものに

柳沢 森本

日本の安全保障政策を大きく転換させる安全保障関連法（安保法）が参院本会議で可決、成立した。日本の平和は確保されるのか、戦争に巻き込まれる可能性は高まらないのか。この法律の意味や問題点、安倍政権の政治姿勢などを森本敏・元防衛相、柳沢協二・元官房副長官補、シンクタンク事務局長の猿田佐世・弁護士の3氏が語った。（発言者の敬称略）

森本敏氏 元防衛相

柳沢協二氏 元官房副長官補

猿田佐世氏 弁護士

安保法の評価

―安保法成立をどう受け止めるか。

柳沢　安保法の成立は、その中身を評価するか否かという次元の問題以前に、民主主義の危機である。民意の過半数が反対しているにもかかわらず、自民、公明両党の与党などが強行採決したからだ。これからは時の政権の判断で戦争に加担できるようになる。そうさせないことが重要だ。来年夏の参院選では、巨大与党の専横に拒否権を持ち得るよう参院の構成を変えなければならない。参院で与党を過半数割れに追い込むことができれば、自衛隊の海外派遣に必要な国会承認が容易には得られない状況となり、安保法制を実質的に無力化できる。

森本　法整備の背景には、アジアを中心とする国際的な安全保障環境の構造的な変化、日米同盟をイコールパートナーシップに近づけたいという二つがあった。今回の平和安保法制で、有事法制以降進めてきた日本の安保政策を実行するための法体系はおおむねそろった。日本の将来の安全保障と日米同盟の安定的な抑止機能の強化にとって意義深い。いわゆる「戦争法」という批判は不適切な表現だ。

猿田　「安保法に手を入れる」との結論ありきの姿勢こそが問題だった。法律は憲法の枠内で、立法事実が認められて初めて存在し得る。憲法を無視して立法してしまえば、立憲主義国家と言えない。「法的安定性は関係ない」との発言は「国はルールを守らなくてよい」と宣言したのと同じだ。

政府は安保法の立法の必要性を真摯に説明する責任を十分に説明せず、姿勢を恥じなかった。日米の防衛協力が進むことで抑止力が強化されるであろうということ自体が立法事実との論もあろう。しかし中国を前提としたこの議論で、米国がコミットメントを増すことは想像しにくい。米国がコミットメントを増すとすれば、それは東アジアの地域情勢がそうさせるのであって、日本が集団的自衛権の行使を容認したからではない。

―世論の根強い反対論の中で採決を強行した政府、与党の対応は。

森本　なぜ安保法に対する国民の支持が広がらなかったのか。衆院憲法審査会で憲法学者が違憲と表明したのをきっかけに、憲法違反という世論が広がったこと。衆院の審議で野党に質問の9割近くの時間を与えた結果、法案の全容を網羅的に説明できなかったこと。戦後70年のタイミングに重なり、戦前の体験を持っている人の思いがダブり、戦争法案というプロパガンダが受け入れられやすくなったことが挙げられる。

原発反対、特定秘密保護法反対、沖縄の米軍基地反対と類似したリベラルな国民感情が運動のエネルギーになったのは否定できない。ただ、法案のどの部分を修正しろという議論がなく、とにかく総論反対となった。これは感情論で、論理的ではない。考えたくないシナリオを聞きたくない…。安保は日常生活の中で遠い問題なのだと思う。

なぜ急ぐのかというのは正しい議論ではない。安全保障環境にいつでも対応できるような法体系を備えとして持っておくのは国の大きな責任だ。中国が南シナ海の埋め立てを進め、いずれ防空識別圏が設けられる。さらに北朝鮮が弾道ミサイル発射の準備を進める状況で、それに対応できる日米同盟関係と抑止機能が、この法制によってより確かなものにできる可能性は高いという議論に時間をかけるべきだということではない。

柳沢　衆院の小選挙区制では、有権者の2割台の支持しかないのに8割近い議席を獲得することができる。安保法の成立には、この制度の欠陥も影響している。個別案件に関する民意が国政に反映されない状況では、多数決イコール正義とは断じて言えない。

巨大与党に民意を受け止める謙虚さがなければ、それは民主主義の衣をまとった独裁になってしまう。安倍政権は、それを最も象徴的な形で体現している。本来なら、多数を占める与党は多様な民意をいかに吸い上げるのかという努力をしなければいけないが、安倍政権は他の意見に聞く耳を持たなかった。最初から謙虚さが欠落している。

沖縄県の反対を無視して推し進めている米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸部への県内移設問題も同じ構図だ。

猿田　今の国会議員が選ばれた選挙で安保法は主要争点ではなかった。国民的な反対運動が盛り上がり、大規模な学モが全国に広まった。国家の根幹を変える立法について、国会で多数を占めているというだけで強行採決したことは、民主主義国家を掲げる日本では許されない。

首相は反対意見を持つ議員へ「早く質問しろよ」「まあいいじゃないかとやじを飛ばすなど、反対者の声を聞く姿勢を最後まで持たなかった。自らと意見が異なる者を切り捨て、自らに賛成する国民とそれ以外の国民を分断する姿勢は、国のリーダーとしてふさわしくない。

外交の変容

―日本の外交・安保はどう変容していくか。

森本　今回の法制によって自衛隊は新しい役割や任務を負うことになる。例えば重要影響事態が起き、後方支援する場合、任務は何か。補給、輸送、修理、整備などそれぞれの活動に必要な手順を決めて、訓練を行い、態勢を整えないといけない。

集団的自衛権の行使には、新たな装備・態勢はいらないと思う。日本を守るために自衛力を持たされており、防護対象が日本を守るために活動している米軍等になるだけだ。変わる要素があるのは、広範な後方支援だ。これまで日本の領域外で行う活動は海上輸送だけだったが、それが輸送、補給、整備、修理など広範な活動を領域の外で実施することになる。日米防衛協力指針（ガイドライン）を通じて何ができるのか、何ができないのかを米国に説明しているが、幅広く行き渡っていない。日本は何でもやるという誤解から生じる期待はずれがあってはならない。米国に正しく理解してもらう努力が必要だ。

柳沢　安保法の本質は、力による抑止と海外での自衛隊による武器使用の拡大にある。集団的自衛権の行使容認により、他国の戦争に加担できるようになる。これまで日本を守るときだけ武力行使できるとしてきた「専守防衛」に反する自衛隊になっていく。力による抑止は、力による対決、軍拡を招く。武器使用の拡大は、これまで自衛隊が海外で1人も殺さなかった歴史を変えて、海外に敵をつくることになる。それを国民が望んでいるとは思えない。憲法に掲げられている理念は、戦争をしない国が世界で「普通の国家」になることであり、日本はそのモデルにならなければいけない。

猿田　政府は安全保障環境の悪化への対応が安保法制の目的とする。しかし、そうだとしても、日米の軍事的な連携の強化のみが前面に出ることは得策ではない。日本がこれまで中東などで展開してきた信頼醸成重視の外交を転換することにもなり、日本の独自性を発揮することが困難になる。

安保法制により、日本が「力の外交」にくみする国であることが対外的に明らかになった。今後、派兵の要請が増えるだろうが、米国の関心を日本に引きつけ、日米協力を深化させることを目的としたこの法制の下で、米国の期待がある場合に断ることができるとは考えにくい。

この抑止を基調とする安保法制は、戦争できる意志を見せることで相手を押さえ込むものであり、緊張を高める恐れを内包している。それは、自ら戦争を招き入れることになりかねない。

徴兵制は、国民に対して国家のための死を強制するものだが、今の日本にそれだけの大義があるのか。国民は心配するのではなく、徴兵制などに至らないよう自らの意思を投票行動などで示していかなければならない。

徴兵制

武力 選択肢の一つに
死の強制 投票で阻止

猿田 柳沢

―日本が戦争に巻き込まれ、徴兵制復活への懸念も出ているが。

猿田　集団的自衛権行使で日本が報復攻撃を受ける可能性は飛躍的に高まる。テロの危険も高まっていく。

第2次大戦時とは異なる制度であっても、志願する側の「真意」に基づかない徴兵は起こり得る。米国では、学費・医療費免除などを理由に貧困層が「志願」して入隊する。「経済的徴兵」である。また、戦闘での米兵の死を正当化するために米国社会的に醸成されている。日本でも「戦争は悪」という国民性の変容が図られ「武力行使は選択肢の一つ」となって、志願を「望む」者が現れてくるだろう。徴兵制は「意に反する苦役」に当たり認められないという憲法解釈も、安保法の立法過程を見れば、いつ変更されても不思議ではない。

森本　戦争の定義にもよるが、巻き込まれるとすれば部分的な分野で、突発的に起きる事態だろう。今日の紛争は、ハイブリッド紛争と言って「非国家主体」が混在する。不透明な国際情勢の中に身を置いているのだから、予期せぬ事態に備え、確実に領域、国民の生命・身体を守るために必要な活動を行わなければいけない。そのために実力組織がある。施設の提供、補給、輸送、整備、修理、医療など後方支援は武力行使に当たらない。

徴兵制は違憲だからあり得ないし、立法府が承認するとは到底思えない。ハイテク化されたむしろ危険で、非能率的だ。装備を徴兵した人に持たせたら

柳沢　相手国が攻撃してきたら倍返しするという意志と能力を示すことを抑止という。戦争の覚悟なくして抑止はない。

共同通信配信 2015年9月20日